

令和 8 年度香川地方最低賃金審議会
第 1 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 8 年 7 月 21 日（火）
高松サンプォート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者 公 益 側 籠池、元木
 労働者側 中村、西尾、林
 使用者側 奥田、白石、檜垣

- 議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 (2) 「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」に
 について
 (3) 香川県最低賃金専門部会の公開について
 (4) 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について
 (5) その他

○賃金室長

定刻より若干早いですが、ただ今から令和 8 年度香川地方最低賃金審議会第 1 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、高塚委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上であります 8 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 1 名が傍聴されております。

本日は第 1 回目の部会ですので、部会長、部会長代理が選出されますまでの間、事務局で議事進行させていただきます。

それでは、初めに中井労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

皆様こんにちは。労働基準部長の中井でございます。

本日はお忙しい中、また暑い中、令和 8 年度の香川地方最低賃金審議会第 1 回香川県最低賃金専門部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、お忙しい中、本専門部会委員をお受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本専門部会では、香川県最低賃金の改正決定に係る調査審議を行うことを目的

に設置されております。本日は、第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理の選任、本専門部会運営規程、専門部会の公開、それから、香川県最低賃金額と生活保護費との比較の審議等を予定しております。

現在、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会において、令和8年度の地域別最低賃金改定の目安について議論されているところでございます。詳細についての連絡はございませんが、今後、中央最低賃金審議会において答申が出されましたら、その結果も踏まえ、審議を進めていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、本専門部会での議論を深めていただき、全会一致での答申をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料 No. 1 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会委員名簿

資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料 No. 3 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程

資料 No. 4 令和6年度香川県最低賃金額と生活保護費との比較

資料 No. 5 主要統計資料

資料 No. 6 業務改善助成金利用状況

また、本日別途配布資料として

1 生活保護と最低賃金

をお配りしておりますが、不足等ございませんでしょうか。

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

資料 No. 1 として名簿を配布しておりますのでご覧ください。

五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、籠池委員、本日ご欠席ですが、高塚委員、元木委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、中村委員、西尾委員、林委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、奥田委員、白石委員、檜垣委員でございます。

以上の9名でございます。

それでは、議題（1）の「部会長及び部会長代理の選出について」です。

最低賃金法第25条第4項により、同法第24条を専門部会について準用するこ

ととなっており、部会長及び部会長代理を公益代表委員より選出していただくこととなっております。

従来、香川県最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員の間で部会長及び部会長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認により決定してまいったところでございますが、本年度におきましても従来どおりの方法で選出するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

それでは、予め各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、総意により、部会長に籠池委員、部会長代理に高塚委員と伺っておりますが、部会長及び部会長代理についてお諮りいたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、籠池部会長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○籠池部会長

ただ今、委員の皆様のご承認をいただき、部会長を仰せつかることになりました籠池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で、それぞれのご主張がありかとは存じますが、労使の合意が図られますよう、十分な審議に努めてまいりたいと考えております。全会一致での答申に至るようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長

ありがとうございました。

部会長、部会長代理が選出されましたので、今後の議事進行につきましては、部会長をお願いしたいと思います。

籠池部会長、よろしくお願いいたします。

○籠池部会長

そうしましたら、早速、議題の審議に入りたいと思います。会議次第に従いまして進行させていただきます。

議題の（１）が終わりましたので、議題の（２）「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」について審議をしたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

○賃金室長

この運営規程は、本専門部会を運営するにあたり、その取り扱いを定めたものでございます。今年度、事務局からの改正点はございません。以上でございます。

○籠池部会長

資料 No. 3 ですかね。この本専門部会運営規程について何かご質問、ご意見等がございますか。

（意見等なし）

○籠池部会長

特によろしいですかね。そうしましたら、本専門部会はこの運営規程に基づいて運営することとさせていただきます。議題（２）は以上となります。

次に議題（３）「香川県最低賃金専門部会の公開について」であります。事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

香川県最低賃金専門部会の公開につきましては、資料 No. 3 の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会の運営規程」及び当専門部会のこれまでの審議を踏まえ、令和３年度以降は、当専門部会の第１回は会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。

また、第２回以降の会議につきましては、令和４年度までは非公開とし、議事要旨を公開していましたが、令和５年度から、公労委員、公使委員で行う金額審議以外の部分と、結審することとなる回の、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、会議を公開し、議事録及び資料も公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することとしています。

さらに、昨年度から結審することとなる回の最終の公労使の３者が揃う会議の

部分につきましても、公開することとし、公開する部分につきましては、議事録、資料も公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することとしています。

そして、専門部会の公開につきましては、昨年度実施した結果をもとに、公開についてさらに進められる余地があるか否かなどについて今年度検討することとしています。以上です。

○籠池部会長

ただ今の事務局からのご説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○籠池部会長

よろしいですかね。そうしましたら本年度の公開の取り扱いについてですが、まずは私の腹案といいますか、意見を述べさせていただいて、その上で、皆様のご意見を伺った上で、最終的に決定したいと思います。

私の腹案であります、会議の公開に関しては、先ほどご承認いただいた規程によりますと、第7条1項ですかね、原則公開で、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、部会長は会議について非公開とすることができるという規程内容となっています。

この規程を前提といたしまして、部会の会議のうち、公労委員、公使委員で行う、いわゆる2者協議の部分につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致するのではないかと考えられますので、今年度も会議を非公開とせざるを得ないのではないかと考えております。

その一方で、それ以外の部分につきましては、いわゆる3者協議の部分であります、昨年度から公労使の3者が揃う会議の部分を中心に全面的に公開する取扱いとさせていただいております。この取扱いにつきましては、それによって非公開の要件による「率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがある」状況は生じていないと思われるので、今年度についても、公労使の3者が揃う会議の部分については公開してもよいと考えております。以上が私の腹案であります、いかがでしょうか。

(意見等なし)

○籠池部会長

よろしいですかね。そうしましたら、昨年度と同様、今年度の香川県最低賃金専門部会の第2回目以降につきましては、公労委員、公使委員で行う、いわゆる2者協議の部分につきましては非公開とさせていただき、それ以外の部分については公開する扱いとさせていただきます。

公開する部分につきましては、議事録、資料も公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することといたします。

以上であります。専門部会の公開につきましては、来年度も公開の方法等について更に進められる余地があるか否かなどについて検討させていただきたいと考えております。以上でよろしいですかね。

(異議なし)

○籠池部会長

ありがとうございました。公開、非公開については、今申し上げた通りとさせていただきます。

そうしましたら議題(3)の審議は以上とさせていただき、議題(4)の「香川県最低賃金額と生活保護費との比較について」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料No.4の「令和6年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較」と別途配布資料1をご覧ください。

資料No.4です。生活保護費との比較につきましては、最低賃金法第9条第3項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定められております。

最低賃金と生活保護費の比較については、地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢及び世帯構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助があります。

また、最低賃金は時間額なのに対し、生活保護は月額で決定されているという違いがあります。

このため、平成20年度の中央最低賃金審議会で比較方法を整理して比較を行っています。

今年度におきましても、その比較方法により、令和6年度発効の香川県最低賃金 時間額 970 円と令和6年度の香川県の生活保護費とを比較しております。

資料No.4の中段をご覧ください。令和6年度の最低賃金額 970 円に法定労働

時間に基づいた月の労働時間数 173.8 時間と可処分所得率 0.824 を掛けますと、月額の手取り額 138,915 円となります。

生活保護費は、生活扶助基準である 1 類費、2 類費、冬季加算、期末一時扶助費に住宅扶助を合算すると 96,583 円となります。

この差額が月額 42,332 円で、時間額では 296 円となり、令和 6 年度においては最低賃金額が生活保護費より上回っております。以上です。

○籠池部会長

ただ今、香川県最低賃金額は生活保護費を上回っているとの説明がありました。が、何か今の説明内容についてご意見、ご質問等がございますか。

(意見等なし)

○籠池部会長

よろしいですかね。そうしましたら議題(4)は以上とさせていただきます。それでは議題(5)の「その他」に移りたいと思います。事務局から何かございますか。

○賃金室長

資料 No. 5 の主要統計資料について説明させていただきます。こちらは最低賃金額の審議の参考としていただくための香川県の景況、賃金、労働時間、雇用に関する統計資料、全国の本年度の賃金改定状況調査結果等でございます。

資料 5-1 は、香川県最低賃金額等の推移でございます。平成 27 年度以降の香川県最低賃金額等の推移で、過去 11 年の最賃額、目安上積額、目安額、基礎調査に基づく未満率、影響率、発効日等でございます。

資料 5-2 は、香川の賃金概況です。7 月 2 日の本審の資料と同じもので、令和 7 年 6 月分の賃金についての調査結果でございます。

資料 5-3 は、令和 8 年賃金改定状況調査結果、本年 6 月 1 日現在の全国調査でございます。34 ページの第 4 表①は、産業計、男女計、男女別の賃金上昇率でございます。香川県が属しております B ランクの産業計男女計の賃金上昇率は、令和 7 年 2.9% から令和 8 年 3.4%、全体では 令和 7 年 2.5% から令和 8 年 3.0% となっております。

資料 5-4 は、令和 8 年 4 月分の香川の賃金、労働時間及び雇用の動きで、香川県政策部統計調査課の毎月勤労統計調査地方調査結果でございます。4 月現在の事業所規模 5 人以上及び 30 人以上の事業所について毎月実施している調査でございます。

資料５－５は、香川労働局職業安定部の令和８年５月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は１.３６倍、前月差マイナス０.０３ポイント、全国１０位で、全国平均は１.１７倍でございます。平成２３年８月以降１７８か月連続１倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は１.１７倍、前年同月比マイナス０.８ポイントでございます。

資料５－６は、四国財務局の令和８年４月香川県内経済情勢報告でございます。総括判断は、「緩やかに持ち直している。」とされております。

資料５－７は、２０２６年７月１６日付け日本銀行高松支店の香川県金融経済概況でございます。概況として、「香川県内の景気は、持ち直している。」とされております。

資料５－８も日本銀行高松支店の企業短期経済観測調査結果の概要（２０２６年６月）―四国地区、香川県、徳島県―でございます。８６ページをご覧ください。香川の全産業は、２０２６年６月の時点で６月の最近の業況感が＋２７％ポイント、前回３月との変化幅は＋１０％ポイントとなっております。６月時点の先行きの業況感は＋１０％ポイントで、６月の最近の業況感との変化幅は、－１７％ポイントとなっております。

資料５－９は、四国経済産業局の２０２６年４月分四国地域の経済動向の概要でございます。「四国地域の経済は、持ち直しの動きが見られる」とされております。

資料５－１０は、香川県統計調査課の令和８年５月分高松市の消費者物価指数でございます。総合指数は令和２年を１００として１１２.２、前年同月比は１.３％上昇しております。

資料５－１１は、内閣府の令和８年６月の月例経済報告でございます。「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」とされております。

資料５－１２は、連合の２０２６春季生活闘争第７回最終の回答集計結果でございます。

①の平均賃金方式で、２０２６年の全体の引き上げ額は、１６,４００円、引き上げ率は５.０１％。２０２５年は、１６,３５６円、引き上げ率は５.２５％でございました。

経団連の２０２６年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況は、５００人未満で総平均１２,０８３円、アップ率４.２０％。２０２５年は１１,８２６円、４.３５％でございました。

資料５－１３は、ランク別の地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移でございます。１２８ページの香川県においては、一昨年度の１.６％から昨年度は１.２％に、影響率は、一昨年度の２０.１％から昨年度は２５.８％となっており、全国平均を下回っております。

資料 5－14 は、最新の経済指標の動向で、令和 8 年 6 月の内閣府の月例経済報告主要経済指標でございます。令和 8 年 7 月 10 日（金）に開催された令和 8 年度中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省の HP に掲載されているものでございます。

資料 5－15 は、都道府県統計資料編、資料 5－16 は、業務統計資料編でございます。ともに、令和 8 年 6 月 26 日（金）に開催された令和 8 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省の HP に掲載されているものでございます。

資料 5－17 は、足下の経済状況等に関する補足資料です。令和 8 年 6 月 26 日（金）に開催された令和 8 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、更に 7 月 10 日（金）に開催された第 2 回目安に関する小委員会で 1 回目の更新資料として出されたものを更新したものです。

資料 5－18 は、中央の委員からの追加要望資料です。

7 月 10 日（金）に開催された中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省の HP に掲載されているものでございます。

資料 5－19 は、香川県における賃金中央値及び賃金平均値の資料で、厚生労働省労働基準局に依頼し提供を受けたもので、網掛けゴシック体は当局にて追記したものです。

なお、これに関係する EU 指令の考え方については、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされております。

資料 5－20 は、香川県地域別最賃額の推移、香川県の経済的地位等を記載したものです。

香川県地域別最低賃金は全国 31 位となっていますが、香川県の県内総生産や最低賃金決定基準 3 要素の観点から経済的地位をみた場合、香川県の地位は中位となっています。

総合指数など様々な指標の活用については、本年 6 月 23 日の全員協議会報告の近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方の対応方針において記載されており、「地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定 3 要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定 3 要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。」とされております。説明は以上となります。

○籠池部会長

ただ今事務局より配布資料の説明がありました、その内容について何かご質問、ご意見等はございますか。どうぞ白石委員。

○白石委員

資料説明ありがとうございました。

まず、資料5-19の賃金中央値及び賃金平均値で、一般労働者の4パターンを出していただき、ありがとうございました。これは去年も私の方から申し上げましたが、色々なデータがある算式に放り込んで、出てきた数字で決めるべきではないかと、恣意的な感情とかを排除して、決めるにはこれがベストなのではないかという話で作っていただいたのですが、実際、県名は出しませんが、この数字を使って引き上げ額を決めた県もございます。と言いながらですね、まず、この色々なパターンの数字の持つ意味とかをもう少し勉強しないといけないので、まあ1年、2年では決まらないでしょうと、何か勉強会みたいなものをしてながらというお話をさせていただいたので、それは推移を見守りたいと思います。

それから、使用者側からのお話をさせていただくと、敢えて意見書の中に発効日の話はしませんでした。これは、早期に発効する、しなければいけないという労側の意見は十分わかるのですが、様々な議論を踏まえて、昨年みたいなことがないように3者円満に合意するところまで話を詰めて、その日から指定された日が決まったら、それが10月1日なのか10月15日なのか分かりませんと、そういう意味です。ですから、日ありきで審議を早くしようとか、ここは省略していいですという気持ちは毛頭ありませんので、色々なデータを説明させていただきたい。その結果で、発効日をいわずに延ばすということはしませんが、発効日は常識の範囲内に収まれば良いと、そういう思いです。次から金額審議に入っていくと思うのですが、去年もお話ししましたが、一度、連合さんが作るリビングウェイジの説明をしていただきたいと思います。生活保護と何が違うのかとか、どういう意味を持っているのかとか、そういった話を1回していただきたいと思います。政府が作る1,500円というのがあると思うのですが、それが今度のグランドデザインに載ってくるかどうかは別として、話を聞いてみたいという気持ちはありますので、例えばその金額が本当にいいと思ったら、それに3年かけて達するという議論には乗れますというのを去年話したのですが、無視されまして、今回はぜひその話を聞かせていただきたいと思います。その他にも色々、最低賃金を上げて倒産はしないとかですね、反論したい部分はいくらでもありますので、まずそこからお話をさせていただいて、金額審議に入って頑張って審議を詰めてです

ね、みんなが、みんながというのは、我々の後ろにいる中小企業の経営者も「ああそうですか」というふうになった段階で採決に臨みたいと思います。それで発効日が少々遅れても、それは理由がつくからいいじゃないかと、そういう思いで意見書にはわざと入れませんでした。以上です。

○籠池部会長

ありがとうございました。貴重な意見だと思っております。数字等が出てきた場合には、その数字の前提となる考え方ですとか、バックボーンというのですね、そのあたりもご説明いただけると理解が得やすいのかなと思いました。他にご質問、ご意見はございますか。どうぞ事務局。

○賃金室長

白石委員に確認したいのですが、次回、金額審議に入るのですが、先ほどおっしゃられた連合さんのリビングウェイジは、3者の全体で説明した後に2者協議に入るという進行の流れなのでしょうか。

○白石委員

それはご相談なのですが、我々が聞いて理解を深めるだけでなく、公益委員さん入ってもらった方がいいのかなと思ったりもしますし、結果的にその数字は使えないというか、有効打ではないなという判断もあると思いますので、ただ、今回すぐにそれが議論に乗っかるとは僕は思っていなくて、さっきの中央値の話と一緒に、何年かこなしっていった話にはなと思うのですが、まず何ですか、何の根拠で作っているのですかというところを聞かせていただきたいなと思っています。それが労使間でも良いのですが、出来れば公益の人にも聞いていただきたいなと思っています。

○賃金室長

ありがとうございました。

○籠池部会長

そのあたりはどのような形でさせていただくのがいいのか、事務局も含めて検討するということにしたいと思います。どうぞ西尾委員。

○西尾委員

今ここで話をさせていただいても大丈夫ですか。活字にしている方が理解が進むと思い、先ほどの本審で配布された資料 No. 1 の意見書の中、ページ番号で言

うと、6 ページにリビングウェイジの考え方を書かせていただいています。8 ページに書いてあるのは、基準となる「さいたま市」だとこれぐらい必要ですよと、それに景気とかを加味して各県毎に時給で示したのが9 ページですよと、基本的な考え方は6 ページから7 ページにかけてで、代表的なことしか書いていないですが、リビングウェイジはこういう考えのもとに積み上げられた数字であるということです。

○籠池部会長

まずは資料を読み込んでから、また別の機会に補足をいただいた方が良いでしょう。それまでの間はこちらの6 ページ以下の資料を見させていただいてということにさせていただきますでしょうか。そうしましたら今の点は以上ということで、他に資料関係についてご質問、ご意見はございますか。どうぞ奥田委員。

○奥田委員

資料ではないのですが、発効日の件は、一昨年から去年は、更にバラつきが目立ったのですが、今までのお話を聞いていると、国も県も発効日がすごく大事ですよと認識しているのですが、一昨年、去年でバラついて、今年更にバラつくことがないように、私たちもそういう心構えで望むべきなのでしょうか。本当は後になればなるほど、色んな要素が加わって、逆に大変そうだなとも思うのですが、それはそれで仕方がない部分なのではないでしょうか。

○籠池部会長

このあたり事務局の方から国の考え方なりご説明いただければと思いますけど、いかがですか。

○賃金室長

第1 回本審の資料として、6 月23 日に報告されました全員協議会報告について、対応方針のところを説明させていただきまして、発効日につきましては、資料を持っていますので、概要部分を説明させていただきます。

○奥田委員

香川県のはよく分かっているのですが、一昨年は徳島、去年は愛媛がすごく遅れたように記憶しておりまして、今年もそうならなければ良いのですが。

○賃金室長

ご質問とは違って一般論になるかもしれませんが、中央の報告におきまして、

少し読み上げますと、「発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかにした上で決定すべきこと」という報告がありますので、これを参考にしつつ、公労使で審議していただく必要があるのではないかと考えております。

○籠池部会長

今、事務局からご説明があったのは、前回配布資料の No. 15 ですかね。

○賃金室長

資料 No. 15、ページ番号で 80 ページの（４）の対応方針のマルポツの 2 番目で報告されていますので、そういったものも参考というか、踏まえながらご協力いただければと思っております。

○籠池部会長

前回配布資料の No. 15 で「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」というのが中央から出されていると、こちらのページ番号で 80 ページですかね、（４）対応方針というところにあるのですが、基本的な考え方としては、令和 7 年度の審議においては、いくつかの地域において、発効日が引上げ額との関係で交渉材料として遅らされているとか、そういうような事象が生じていると、これはよろしくないということですかね。交渉材料として発効日を遅らせるというのは適切な対応とは考えにくいと。ですので、指定日発効とする場合には、その必要性について広く理解が得られるのかというような観点から、公労使委員間で十分に論議して決定してもらいたいというのが中央の考え方のようですので、そのような前提で今年度の審議ができればいいかなと考えております。そうしましたら、この件は以上でよろしいですかね。他にご質問、ご意見等ございますか。

（意見等なし）

○籠池部会長

よろしいですかね。そうしたら事務局から補足事項等ございますか。

○賃金室長

今後の審議日程についてですが、7月31日（金）13時15分から第3回本審、その後に第2回県最賃専門部会の2つの会議を本日と同じ北館702会議室において開催する予定にしておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○籠池部会長

そうしましたら予定された議題は以上ということになりますが、他にご発言等がなければ、第1回県最賃専門部会を閉会とさせていただきますが、よろしいですかね。そうしましたら閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——